

旭川市介護予防運動教室事業実施業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

平成30年2月1日

旭川市長 西川 将人

#### 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部介護高齢課地域支援担当

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

電子メールアドレス kaigokourei@city.asahikawa.hokkaido.jp

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 旭川市介護予防運動教室事業実施業務
- (2) 業務内容 旭川市介護予防運動教室事業実施業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

#### 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、旭川市内に事業所を有する法人で、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 企画提案書の提出の日において、旭川市内において1年以上の高齢者福祉業務実績がある者であること。
- (2) 企画提案書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日において、市税に滞納がない者であること。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市介護予防運動教室事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

平成30年2月1日（木）から3月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからのダウンロードにより交付する。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d063212.html>

## 5 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成30年3月9日（金）の午後5時
- (2) 提出先 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (4) 提出書類 企画提案書（様式1）及び企画提案書別紙を6部（原本1部、写し5部）、配付資料（案）を6部、納税証明書（市税に滞納がないことの証明）を1部（写しでも可。）及び従事予定職員の資格証明の写し。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受託候補者の特定

旭川市介護予防運動教室事業実施業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結  
7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。なお、本事業の契約締結は、平成30年度の予算が成立し、配当されることを条件とする。
- (2) 契約保証金  
要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否  
要する。
- (4) 支払条件  
前金払（年1回）とする。

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- (3) 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は旭川市介護予防運動教室事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領等による。